

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月13日

【四半期会計期間】 第11期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

【会社名】 CYBERDYNE株式会社

【英訳名】 CYBERDYNE, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山海 嘉之

【本店の所在の場所】 茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

【電話番号】 029-869-9981

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート部門責任者 宇賀 伸二

【最寄りの連絡場所】 茨城県つくば市学園南二丁目2番地1

【電話番号】 029-869-9981

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート部門責任者 宇賀 伸二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 連結累計期間	第10期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	269,787	349,252	456,375
経常損失(△) (千円)	△450,549	△709,577	△682,881
四半期(当期)純損失(△) (千円)	△450,674	△718,891	△688,171
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△448,996	△719,318	△687,116
純資産額 (千円)	2,074,260	27,974,139	5,995,828
総資産額 (千円)	2,505,883	48,514,676	6,434,768
1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△5.18	△7.57	△7.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.8	56.6	93.2

回次	第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△1.70	△3.63

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
4. 当社は、平成25年10月25日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ200株の割合で株式分割を、平成26年8月1日付で普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれる事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第3四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におきましては、日本政府が開催したロボット革命実現会議における議論を踏まえ、ロボットを少子高齢化の中での人手不足やサービス部門の生産性の向上という日本が抱える課題の解決の切り札にすると同時に、世界市場を切り開いていく成長産業に育成していくための国家戦略（ロボット新戦略）が策定され、今後ロボット革命実現に向けた各種施策が推進される見込みです。

当社グループが属する医療・介護福祉・生活支援分野でのロボットの業界は、上記のとおり、国家成長戦略上の重点分野と位置づけられており、今後、更なる研究開発や規制緩和や導入促進策等が実施されるとともに、著しい成長が期待されています。

このような事業環境のもと、当社グループは医療分野における製品開発とサービス展開を推進してまいりました。世界最大の医療マーケットである米国においては、平成26年11月にFDA（米国食品医薬品局）にHAL®医療用の医療機器承認の最終申請書類を提出し、平成27年中の承認を目指しています。既に医療機器認証を取得している欧州においては、ドイツでHAL®医療用による機能改善治療に対して公的労災保険が適用されております。ドイツ等で進めている臨床試験を通じて今後は公的医療保険への適用拡大を目指しています。日本においては、平成26年12月に、HAL®医療用が希少疾病医療機器の指定を受けて薬事承認の迅速化が見込まれるとともに、HAL®医療用による治療が東京圏国家戦略特区で混合診療の対象として内閣総理大臣による認定を受けました。HAL®医療用の薬事法に基づく医療機器承認については、当連結会計年度中の申請を目指しています。HAL®医療用は、平成26年12月末時点で、治療サービスを提供しているドイツ子会社Cyberdyne Care Robotics GmbH等6施設で運用されており、国内の治験用HAL®とあわせて116台が稼働中です。

介護福祉の分野においては、HAL®介護支援用（腰タイプ）が、平成26年11月に介護者向け装着型ロボットとして世界で初めて国際安全規格（ISO13482）の認証を取得し、同月に新たに上市し、平成26年12月末時点で14台が稼働中です。HAL®福祉用は、平成26年12月末時点で、日本国内の福祉施設や病院等159施設で運用され、363台が稼働中です。

さらに、生活支援の分野においては、平成26年9月に上市したHAL®作業支援用（腰タイプ）が、HAL®介護支援用と同時に平成26年11月に作業向け装着型ロボットとして世界で初めて国際安全規格（ISO13482）の認証を取得し、建設現場を中心に5台が稼働中です。

また、福島県が実施する「福島医療・福祉機器開発・事業化事業費補助金」が平成26年10月17日付けで交付決定されました。当該補助金を活用して福島県郡山市に、医療機器やロボットの国際安全規格を満たすHAL®の各種タイプ、その他のロボット、生理・健康管理デバイス等の製品群を生産する次世代型多目的生産拠点の建設を行う予定です。交付決定金額は784,720千円であり、事業の進捗に応じて営業外損益に計上する見込みです。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は子会社事業の本格稼働や新製品（腰タイプの介護支援用・作業支援用HAL®）の上市により349,252千円（前年同四半期比29.5%）を計上したものの、売上原価は主に子会社事業の立上げによる一時的費用により271,113千円（同158.9%）を計上した結果、売上総利益は78,139千円（同△52.7%）となりました。

研究開発費は新製品開発及び臨床試験の加速により502,993千円（同58.8%）を計上し、その他の販売費及び一般管理費は主に海外募集による新株式及び転換社債型新株予約権付社債の発行に伴うファイナンス関連の一時的費用

の発生及び子会社事業の拡大により763,037千円（同68.0%）を計上した結果、営業損失は1,187,891千円（同96.1%）となりました。

また、経常損失は助成金収入及び受託研究事業収入を中心に615,903千円を計上したこと及び株式発行費用を中心に137,588千円の営業外費用を計上したことにより、709,577千円（前年同四半期比57.5%）となりました。

以上の結果、四半期純損失は718,891千円（同59.5%）となりました。

(2) 財政状態の分析

① 資産

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は前連結会計年度末に比べて、42,079,908千円増加し48,514,676千円となりました。これは、主として新株及び転換社債型新株予約権付社債の発行等により現金及び預金が38,849,441千円増加したこと、及び土地が3,066,615千円増加したことによるものです。

② 負債

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は前連結会計年度末に比べて、20,101,598千円増加し20,540,536千円となりました。これは、主として転換社債型新株予約権付社債が19,873,096千円増加したことによるものです。

③ 純資産

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は前連結会計年度末に比べて、21,978,310千円増加し27,974,139千円となりました。これは、主として新株の発行により資本金が11,082,848千円、資本剰余金が11,082,848千円増加し、転換社債型新株予約権付社債の発行により新株予約権が530,529千円増加しましたが、四半期純損失718,891千円を計上したことによるものです。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は502,993千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 主要な設備

当社は平成26年10月8日付で川崎市殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）の土地を総額3,066,615千円で購入いたしました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	309,150,000
B種類株式	38,850,000
計	348,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	62,788,000	62,788,000	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数は100株であります。
B種類株式	38,850,000	38,850,000	非上場	単元株式数は10株であります。
計	101,638,000	101,638,000	—	—

(注) 1. 株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(i) 剰余金の配当及び残余財産の分配

普通株式及びB種類株式にかかる剰余金の配当及び残余財産の分配は、同順位かつ同額で行われる。

(ii) 議決権

普通株主及びB種類株主は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(iii) 譲渡制限

B種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、譲受人がB種類株主である場合においては、取締役会が会社法第136条又は第137条第1項の承認をしたものとみなす。

(iv) 種類株式総会の決議を要しない旨の定め

会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、普通株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(v) 取得請求権

B種類株主は、いつでも、当社に対して、その有するB種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種類株主が取得の請求をしたB種類株式を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、B種類株式1株につき普通株式1株を交付するものとする。

(vi) 取得条項

a. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会がそれ以前の日を定めたときはその日)の到来をもって、その日に当社が発行するB種類株式の全部(当社が有するB種類株式を除く。)を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

① 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(他の株式会社と共同して株式移転をする場合に限る。)にかかる議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合、当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日

② 当社が発行する株式につき公開買付けが実施された結果、公開買付者の所有する当社の株式の数が当社の発行済株式(当社が有する株式を除く。)の総数に対して占める割合が4分の3以上となった場合、当該公開買付けにかかる公開買付報告書が提出された日から90日目の日

なお、本号において「所有」、「公開買付者」又は「公開買付報告書」とは金融商品取引法第2章の2第1節に定める所有、公開買付者又は公開買付報告書を、「公開買付け」とは金融商品取引法第27条の3第1項に定める公開買付けをいう。

③ 株主意思確認手続において、確認手続基準日に議決権を行使することができる株主の議決権(但し、上記内容欄の記載にかかわらず、普通株式及びB種類株式のいずれの単元株式数も100

株であるとみなして、議決権の数を計算する。以下、本号において同じ。)の3分の1以上を有する株主の意思が確認でき、意思を確認した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数が、当社が本号に基づき当社が発行するB種類株式の全部(当社が有するB種類株式を除く。)を取得し、B種類株式1株を取得するのと引換えに、B種類株主に対して、普通株式1株を交付することに賛成した場合、当該株主意思確認手続の日から90日目の日

なお、本号において「株主意思確認手続」とは、(1)山海嘉之が当社の取締役を退任した場合(但し、重任その他退任と同時若しくは直後に選任される場合を除く。)に、当該退任の日(当該退任と同日を含む。)から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに、並びに、(2)直前の株主意思確認手続の日の後5年以内に終了する事業年度のうち最終のもの終了後3か月以内に、それぞれ取締役会の決議により定める方法により確認手続基準日に議決権を行使することができる全ての株主の意思を確認するために行われる手続をいう。また、本号において「確認手続基準日」とは、株主意思確認手続のための基準日として取締役会の決議により定める日をいう。

b. 当社は、B種類株主に関して次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社法第170条第1項に定める日に、当該各号に定めるB種類株式を取得し、当該B種類株式1株を取得するのと引換えに、当該B種類株主に対して、普通株式1株を交付する。

- ① B種類株主が、その有するB種類株式を第三者(他のB種類株主を除く。)に譲渡し、当該B種類株主又は当該B種類株式の譲受人から、当社に対して、当該B種類株式につき会社法第136条又は第137条に定める承認の請求がなされた場合、当該承認の請求がなされたB種類株式
- ② B種類株主が死亡した日から90日が経過した場合、当該B種類株主が有していたB種類株式の全部(但し、他のB種類株主に相続又は遺贈されたB種類株式及び当該90日以内に他のB種類株主に譲渡されたB種類株式を除く。)

(vii) 株式の分割、株式の併合等

- ① 当社は、株式の分割又は株式の併合をするときは、普通株式及びB種類株式ごとに、同時に同一の割合とする。
- ② 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ③ 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
- ④ 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、B種類株主にはB種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- ⑤ 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、B種類株主にはB種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
- ⑥ 当社は、株式移転をするとき(他の株式会社と共同して株式移転をする場合を除く。)は、普通株主には普通株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行する普通株式と同種の株式を、B種類株主にはB種類株式に代えて株式移転設立完全親会社の発行するB種類株式と同種の株式を、それぞれ同一の割合で交付する。
- ⑦ 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びB種類株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合とする。

2. 普通株式の単元株式数は100株とし、B種類株式の単元株式数は10株としております。普通株式及びB種類株式について異なる単元株式数を定めているのは、当社の議決権を山海嘉之及び財団法人に集中させることにより、当社グループの先進技術の平和的な目的での利用を確保し、人の殺傷や兵器利用を目的に利用されることを防止することにあります。

また、当社グループの将来ビジョンである、少子高齢化という社会が直面する課題を解決しつつ、人支援産業という新しい産業分野を開拓するためには、サイバニクス技術の研究開発と事業経営を一貫して推進する必要があります。山海嘉之は、このサイバニクス技術を創出し、現在もサイバニクス研究の中心的な存在であり、更にその革新的な技術を社会に還元するための事業推進者でもあります。このため、当社グループの企業価値向上(株主共同利益)には、当面の間、山海嘉之が経営に安定して関与し続けることが必要であると考えており、これを実現可能とするため、本スキームを採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

2017年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	平成26年11月26日（取締役会決議）
新株予約権の数	2,000個 *2.
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	5,277,044株 *4.
新株予約権の行使時の払込金額	10,000千円 *3. *5.
新株予約権の行使期間	平成26年12月26日から平成29年11月28日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。*6
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 3,790円 *5 1株当たり資本組入額 1,895円
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際し、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項	*7.
新株予約権付社債の残高	19,873,096千円

(注) *1. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債であります。

- *2. 新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を(注)3.の転換価額で除した数とする。但し、新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算は行わない。また、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
- *3. 平成27年12月11日（以下「決定日」という。）まで(当日を含む。)の30連続取引日(以下に定義する。)の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、平成27年12月21日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に(注)5.に従って行われる調整に服する。）に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額（但し、決定日から（当日を含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に注記5に従って行われる調整に服する。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。
- *4. (注)5.により転換価額が調整される場合には、社債の額面金額の総額を調整後転換価額で除した数に調整されるものとする。
- *5. 新株予約権1個の行使に際し、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額（以下「転換価額」という。）は、当初、3,790円とする。当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{既発行株式数}} \times \frac{1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- *6. (1) 当社の選択による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還、スクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、当社の選択による繰上償還のうち税制変更等による繰上償還において、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、(2) 本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が償却される時まで、又は(3) 本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、平成29年11月28日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、当社が組織再編等を行うために必要であると合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

- *7. 組織再編成行為にともなう新株予約権の交付に関する事項は以下の通りとする。

(1) 組織再編事由が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を継承させ、かつ、本新株予約権に変わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ (iii) 当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体からみて不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(1)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び、又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(2) 上記(1)に定める承継会社等の新株予約権は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普

通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等において承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。

- (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(3) 当社は、上記(1)の定めに従い本社及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は継承させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

*8. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

(1) 本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、注記5に従い転換価額が修正された場合には、本新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加する。

(2) 転換価額の修正基準

平成27年12月11日（以下、「決定日」という。）まで（当日を含む。）の30連続取引日（以下に定義する。）の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回るには、転換価額は平成27年12月21日（以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日から（当日は含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に注記5に従って行われる調整に服する。）に修正される。

(3) 転換価額の修正頻度

1回（平成27年12月21日に修正されることがある。）

(4) 転換価額の下限等

上記(2)に従い修正される転換価額が下限修正価額（以下に定義する。）を下回る場合には、転換価額は下限修正価額とする。「下限修正価額」とは、決定日に有効な転換価額の85%に相当する金額（但し、決定日から（当日は含まない。）効力発生日まで（当日を含む。）の間に(注)5.に従って行われる調整に服する。）の1円未満の端数を切り上げた金額をいう。

(5) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年12月12日 (注)	7,000,000	101,638,000	10,565,100	16,511,767	10,565,100	16,447,767

(注) 平成26年12月12日を払込期日とする海外市場における募集による新株発行により、発行済株式総数は7,000,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ10,565,100千円増加しました。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 62,774,800 B種類株式 38,850,000	普通株式 627,748 B種類株式 3,885,000	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
単元未満株式	13,200	—	—
発行済株式総数	101,638,000	—	—
総株主の議決権	—	4,512,748	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,341,264	※1 43,190,705
売掛金	66,126	72,620
商品及び製品	19,669	30,860
仕掛品	9,932	40,480
原材料及び貯蔵品	170,054	220,380
その他	459,085	337,705
貸倒引当金	△362	△357
流動資産合計	5,065,769	43,892,396
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	838,231	785,371
賃貸用資産（純額）	110,127	130,342
土地	—	3,066,615
その他（純額）	176,988	191,087
有形固定資産合計	1,125,347	4,173,417
無形固定資産	50,754	51,565
投資その他の資産	192,896	397,297
固定資産合計	1,368,999	4,622,280
資産合計	6,434,768	48,514,676
負債の部		
流動負債		
買掛金	26,210	44,089
未払法人税等	26,469	52,591
その他	222,277	393,428
流動負債合計	274,956	490,109
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	—	※1 19,873,096
資産除去債務	68,762	69,821
その他	95,221	107,509
固定負債合計	163,983	20,050,427
負債合計	438,938	20,540,536
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,428,919	16,511,767
資本剰余金	5,364,919	16,447,767
利益剰余金	△4,799,064	△5,517,956
株主資本合計	5,994,773	27,441,578
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,055	628
その他の包括利益累計額合計	1,055	628
新株予約権	—	530,529
少数株主持分	—	1,403
純資産合計	5,995,828	27,974,139
負債純資産合計	6,434,768	48,514,676

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	269,787	349,252
売上原価	104,715	271,113
売上総利益	165,072	78,139
販売費及び一般管理費		
研究開発費	316,700	502,993
その他の販売費及び一般管理費	454,135	763,037
販売費及び一般管理費合計	770,835	1,266,030
営業損失(△)	△605,763	△1,187,891
営業外収益		
受取利息	275	627
助成金収入	86,597	499,057
受託研究事業収入	57,245	90,599
その他	14,913	25,618
営業外収益合計	159,032	615,903
営業外費用		
支払利息	3,465	7,197
株式交付費	—	99,409
固定資産圧縮損	—	27,728
その他	352	3,253
営業外費用合計	3,817	137,588
経常損失(△)	△450,549	△709,577
特別利益		
負ののれん発生益	4,330	—
持分変動利益	—	4,959
特別利益合計	4,330	4,959
税金等調整前四半期純損失(△)	△446,218	△704,617
法人税、住民税及び事業税	5,752	15,492
法人税等調整額	△1,296	△1,218
法人税等合計	4,455	14,273
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△450,674	△718,891
四半期純損失(△)	△450,674	△718,891

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△450,674	△718,891
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	1,677	△427
その他の包括利益合計	1,677	△427
四半期包括利益	△448,996	△719,318
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△448,996	△719,318
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 転換社債型新株予約権付社債に係る受託会社である DB Trustees (Hong Kong) Limited及び及びエスクローエージェントであるドイツ銀行東京支店との間で締結したエスクロー契約に基づき、転換社債型新株予約権付社債の額面総額200億円は、払込みと同時にエスクローエージェントに開設する当社のエスクロー口座に保管され、以下の条件を満たした場合に限り、引き出しが可能となります。

すなわち、当社の主力製品であるロボットスーツHAL®医療用について、(i) 米国食品医薬品局(FDA: Food and Drug Administration)による医療機器承認を取得した場合、又は、(ii) 日本国内における厚生労働大臣による薬事法に基づく医療機器製造販売承認を取得した場合に、引き出すことが可能となります。なお、転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、上記条件を充足していない場合でも、当該転換社債型新株予約権付社債の額面に相当する金額について当社は引き出すことが可能となります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	128,531千円	153,430千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当第3四半期連結累計期間において、SMB C日興証券株式会社からオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、資本金が517,748千円、資本準備金が517,748千円増加しております。また、海外市場における募集による新株発行により、資本金が10,565,100千円、資本準備金が10,565,100千円増加しております。この結果、当第3四半期連結会計期間末において資本金が16,511,767千円、資本剰余金が16,447,767千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

当社グループの事業セグメントは、ロボットスーツ事業及びその付随業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

当社グループの事業セグメントは、ロボットスーツ事業及びその付随業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△5円18銭	△7円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)(△)	△450,674	△718,891
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る四半期純損失金額(千円)(△)	△450,674	△718,891
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数(株)	87,007,000	95,025,411
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2. 当社は、平成25年10月25日付けで普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ200株の割合で株式分割を、平成26年8月1日付で普通株式及びB種類株式1株につきそれぞれ5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

CYBERDYNE株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	村	孝	郎	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	淡	島	國	和	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているCYBERDYNE株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、CYBERDYNE株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。